

はしがき

本書は、筆者がこれまで公表した論稿のうち、地方自治（法）関連のものを収録した論文集である。筆者の主要な研究領域は、結果的に地方自治関係のものと行政争訟法を含む司法問題関係のものとなった。後者については、別にまとめた。

過疎地と言われる地域に生まれ育った筆者は、小学生の頃から、実際は東京に住んでいるものの選挙区を筆者の郷里とする著名な保守系政治家が、すべて大臣や総理大臣として出世していくに従い過疎化が進んでいくことの不思議さと過疎化の原因をずっと考えていた。加えて、大学で法を学んだ経験のある父が地元の閉鎖社会の中で相隣関係につき法的な主張をしたことからきわめて不条理な結果を押しつけられた。それまで父はそれなりに張り切って法律的な著述活動もしていたが、その事件以降、一切の著述活動も発言もしなくなり、そして、この「はしがき」の執筆中に他界した。筆者の地方自治（法）研究と司法研究の問題意識は、その10歳当時から50年以上まったく変わっておらず、かつ、進歩もない。これらの実体験から、地方自治のあり方、地方自治法の内容、そして「国と自治体の関係」、法による物事の解決の可能性・実効性へと関心はつながった。本論文集には、法が通用しない地域社会への怨念のようなものが通奏低音として存在している。憲法に即していえば、地方自治（憲法第8章）と司法（憲法第6章）の実現度へのこだわりが現在に至るまで続いていることになる。本書は、選挙権行使の結果である自治と法の機能不全についてのいわば私情に基づく原因探しの軌跡でもある。

日本では、ほとんど国・自治体間の争訟がなく、判例と理論を中心とする研究方法では研究成果に限界があった。1985年に35歳でドイツに留学してから2年間にわたり見聞したドイツの活気ある裁判所、国をも相手に戦う自治体や国立大学の姿をみて、何がどう違ってこの差異が生まれてくるのかに強い関心を持ち、法律文献に書いていないことを探り出す手法の有効性に確信をもった。その研究結果のうちの半分である地方自治（法）関係の論稿集が本書である。

ここで、本書において地方自治（法）を中心として6本の論稿を収録した経緯、理由、構成に絞って、2つの主要な事情について説明しておきたい。

この全6章のうち、第1章ないし第4章はひとまとまりのものとして扱うことが可能であり、いわば第1編と称してもよいかもしれない。この第1編は、主として、2000年4月1日に施行された地方分権改革関連法、そのうちのきわめて重要な新地方自治法を中心として、その前後に問題となっていた諸課題をとりあげている。

冒頭の第1章「連邦制と地方自治をめぐる法制度と実務の比較考察」では、わが国の地方自治法制度の特質を、いわゆる先進諸国の地方自治制度の中に比較法的に位置づけるという作業を行っている。第2章「分権改革の法制度設計」は、1995年から2000年にかけての地方分権改革推進過程のちょうど半ばあたりにおける地方自治制度改革の要の部分にリアル・タイムで言及したものである。それを受けて、第3章「新地方自治法の課題」は、同法を、その施行直後の状況も含めて検討しており、第2章で懸念した事項の検証という性格ももつ。第4章「地方自治基本法」は、2000年施行の改正地方自治法そのものが、全471条（総務省法令データ提供システム2014年11月1日現在）というきわめて大部の法律になったことから、同法の骨格だけを取り出して地方自治の基本法としてもいいのではないかという問題意識から書いたものである。

次に、第2編とでもいうべきものが単独の第5章である。この章は、ドイツの自治体連合組織に関する調査報告である。日本で地方6団体と称される組織が本来果たすべき課題、役割、組織体制を根本的に考え直すため、ドイツ各地での実地調査を踏まえて執筆したものである。以上の事実上の第1編と第2編の計5章は、いわば日本の地方自治の現代的論点に焦点を当てたものといつてよからう。

第3編に当たる最終の第6章はいささか色彩が異なっている。本章は、1978年発表のもので筆者がまだ27歳のときのものである。それゆえに、第6章解説でも再度述べるように古きに過ぎている。行政法学の研究方法は多様であつてよいと考えるが、昨今の研究傾向とはかなり異なる本章をそ